平成 27 年度

住宅補助施策

群馬県前橋市
住宅補助制度

1 耐震補強
2 バリアフリー
3 新エネルギー
　省エネルギー
4 下水道
5 生垣
6 県の補助
7 道路後退
8 税金の軽減

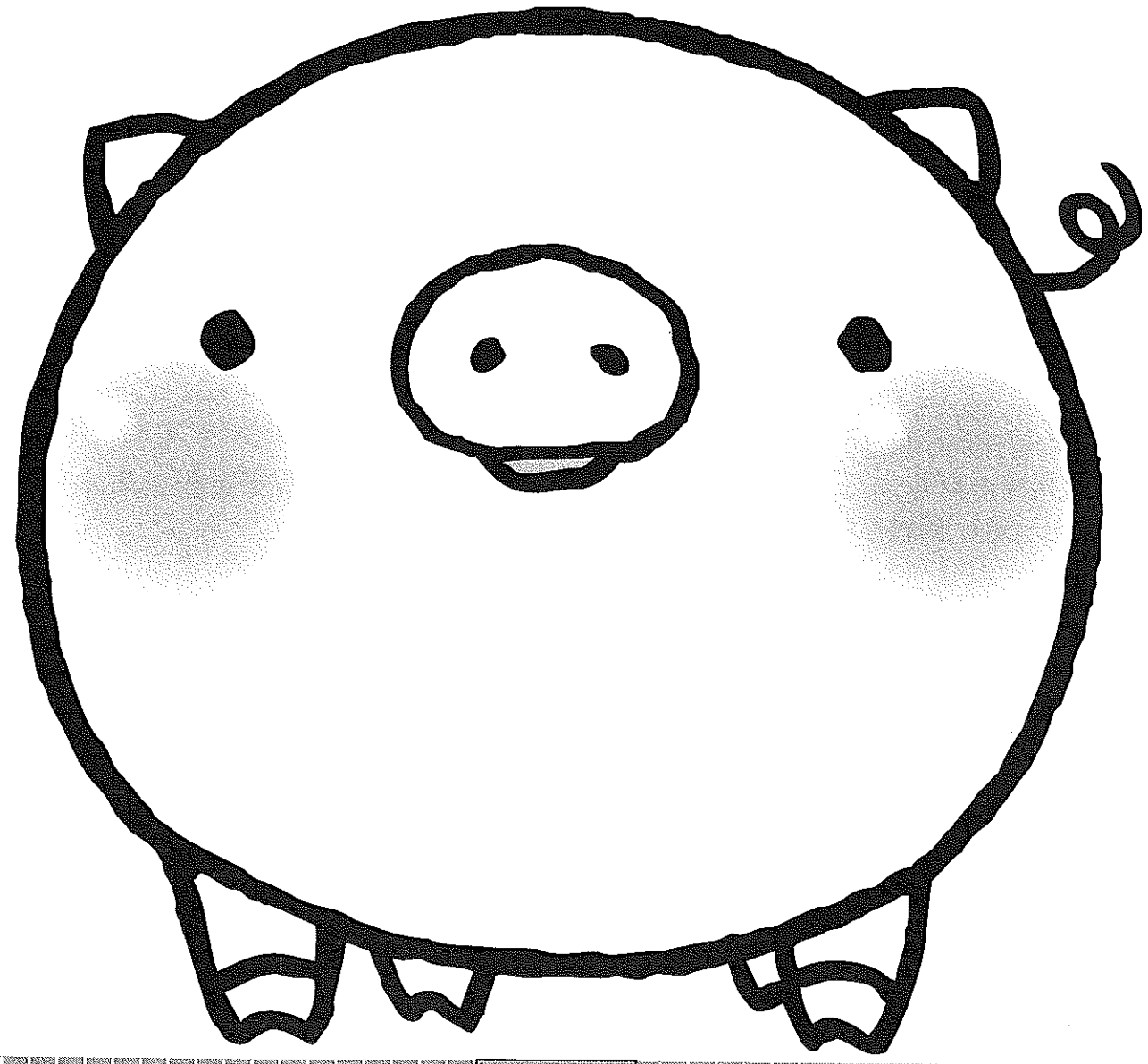

1　耐震補強

①木造住宅耐震診断者派遣事業

旧耐震基準で建てられた木造住宅について、耐震診断者を派遣し耐震診断調査を行う助成があります。

◇助成:診断料無料(ただし、診断者の交通費1,000円は自己負担)

◇お問い合わせ先:建築指導課　027-898-6752

②木造住宅耐震改修費補助事業

①の調査で耐震性が不足と判断された木造住宅の耐震改修工事の費用に対する補助があります。

◇耐震改修 補助金:かかる工事の費用の1/2の額(上限80万円)

◇簡易耐震改修 補助金:かかる工事の費用の1/3の額(上限25万円)

◇お問い合わせ先:建築指導課　027-898-6752

2　バリアフリー

①高齢者住宅改造費補助

60歳以上の介護を必要とする高齢者の安全、利便を配慮した家屋改造工事の費用に対する補助があります。

※世帯要件や所得要件があります。

◇補助:住宅改造費用の5/6の額(上限50万円)

◇お問い合わせ先:介護保険室　027-898-6157

②重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)

障害者又は障害児の移動等を円滑にするために行う小規模な改修工事の費用に対する補助があります。

※身障手帳の要件があります。

◇補助:市民税所得割の額に応じて、住宅改造費用の1～3割を自己負担(上限20万円)

◇お問い合わせ先:障害福祉課　027-220-5711

③重度身体障害者(児)住宅改造費補助

重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用に対する補助があります。

※身障手帳の要件があります。

◇補助:住宅改造費用の5/6の額(上限50万円)

◇お問い合わせ先:障害福祉課　027-220-5711

3　新エネルギー・省エネルギー

①住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

既築住宅のみを対象に住宅用太陽光発電システムの設置費用に対する補助があります。

※群馬県が実施している補助制度との併用は可能ですが、制度内容に異なる部分がありますので注意してください。

※受付開始時期等の詳細については、お問い合わせください(後日HP等にも掲載)。

◇補助:1kW当たり1万円(上限3万円)

※市内業者と設置請負契約を締結した際には3万円加算。

◇お問い合わせ先

・この補助について　環境政策課：027-898-6292

・県の補助について　群馬県環境サポートセンター：027-223-1215

②住宅用高効率給湯器設置費助成事業

住宅用高効率給湯器等の設置費用に対する助成があります。

※対象機器:太陽熱利用温水器・燃料電池コージェネレーション(エネファーム)

※受付開始時期等の詳細については、お問いわせください(後日HP等にも掲載)。

◇助成:太陽熱利用温水器　1.5～3万円(機器により異なる)

燃料電池コージェネレーション　3万円

◇お問い合わせ先:環境政策課　027-898-6292

③HEMS機器設置費助成事業

1年以上居住している住宅に設置するHEMS機器の設置費用に対する助成があります。

※対象機器:HEMS機器

※受付開始時期等の詳細については、お問い合わせください(後日HP等にも掲載)。

◇助成:設置費用の3分の1(上限5万円)

◇お問い合わせ先:環境政策課　027-898-6292

4　下水道

①高度処理型合併処理浄化槽設置整備費補助事業

対象区域内における合併浄化槽の設置費用に対する補助があります。

◇補助

《新設の場合》

5人槽:5万円以内、7人槽:7万円以内、10人槽:10万円以内

《転換加算》

5人槽:47万円以内、7人槽:49万円以内、10人槽:55万円以内

《エコ補助金(県)》10万円

◇お問い合わせ先:下水道整備課　027-898-3074

②農業集落排水処理施設接続奨励制度

農業集落排水処理区域内で、既存のし尿浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、農業集落排水に接続するための接続工事の費用に対する融資制度があります。

◇融資:100万円以内(融資期間4年以内)

◇お問い合わせ先:農村整備課　027-898-6714

③公共下水道接続促進補助金、公共下水道接続奨励制度

公共下水道区域内で、既存のし尿浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、公共下水道に接続するための工事の費用に対する補助があります(3年以内に接続する場合)。

また、接続工事に対する融資制度もあります。

◇補助:非課税世帯で供用開始告示　3年以内:3万円以内

1年以内:5万円以内

◇融資:100万円以内(融資期間4年以内)

◇お問い合わせ先:下水道整備課　027-898-3074

5　生垣

①前橋市生垣づくり奨励金交付事業

道路に面した部分に生垣づくりをする場合の費用に対する補助があります。

◇補助：生垣施工費用に相当する額の3分の2（上限8万円）

既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合の加算（上限6万円）

◇お問い合わせ先：公園緑地課　027-898-6842

6 県の補助

①ぐんまの木で家づくり支援事業

県産材(ぐんま優良木材)を使って家を建てたり、内装を施工すると費用に一部が補助されます。

◇補助:構造材補助15万～80万円、内装材補助 最大20万円

◇お問い合わせ先:群馬県環境森林部林業振興課　027-226-3241

7 道路後退

①生活道路後退用地整備事業

建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分の用地を市に寄付することで整備や奨励金の交付が受けられます。または市に使用貸借することで、整備が受けられます。

◇奨励金:寄付する後退部分の面積によります(区域により1万5千円～13万円)。

◇お問い合わせ先:建築指導課　027-898-6752

8 税金の軽減

①固定資産税の減額申告

既存住宅に対して、耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行い一定の要件を満たす場合には固定資産税の減額が受けられます(工事完了後3ヶ月以内の申告が必要です)。

◇お問い合わせ先:資産税課　027-898-6218

②住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除

既存住宅に対して、耐震改修工事をした場合や、借入金を利用してバリアフリー改修工事・省エネ改修工事を行い、一定の要件を満たす場合には、所得税の控除を受けられます。

◇お問い合わせ先:前橋税務署　027-224-4371(自動音声案内)

③税制優遇措置

長期優良住宅、低炭素住宅の認定を受けた場合には、登録免許税の引き下げなどの税制優遇措置が受けられます。

◇お問い合わせ先：前橋税務署　027-224-4371（自動音声案内）
前橋地方法務局　027-221-4466（代表）
資産税課　027-898-6218
※認定制度は建築指導課　027-898-6754

■ 工事のご相談は、お近くの市内業者さんへ

会社名

ご注意ください！
市では、電話や訪問によるリフォームの委託・勧誘は一切行っておりません。

皆さまの住まいづくりを支援

前橋市
MAEBASHI CITY